

消費生活センターからの お知らせ

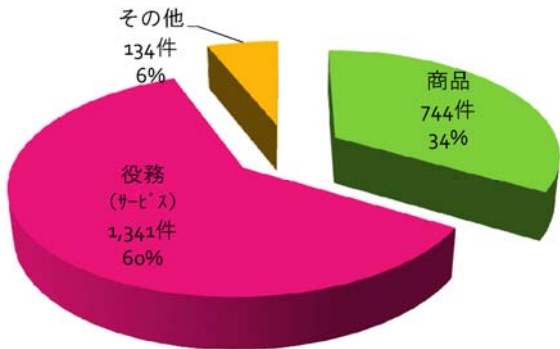
平成 27 年
6 月 12 日発行
NO. 12



こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

平成 26 年度の相談受付件数は 2, 219 件でした。(前年度比 5.8%増)

「役務(サービス)」に関する相談と「商品」に関する相談に分けると下の円グラフのようになります。



「役務(サービス)」に関する相談の中で1番多かった「運輸・通信サービス」のうち70%以上が「ワンクリック請求」を含むインターネット関連の相談で、10歳代から60歳代まで、各年代別にみても、相談の第1位にあがってきています。

「ワンクリック請求」とは??

パソコンやスマートフォンで無料のサイトを見ている最中に年齢認証ボタンが表示され、「18歳以上」をクリックすると突然有料のアダルトサイトに登録になり、高額請求を受けるといいます。年齢確認をクリックしただけでは契約は成立しません。業者への連絡は絶対NGです！業者へ電話やメールをしたり、お金を払ったりしないでください。

「商品」に関する相談の中で特に多かったのが「架空請求」に関するもので、70歳代以上では相談の第1位でした。右の例のように「裁判所へ出廷」や「財産の差押え」などと書いてありますが、ただの脅し文句です。このような、身に覚えのないハガキが届いたり、似たような内容のメールが届いたりしても、「架空」の請求ですので、決して相手に連絡をせず無視してください。

架空請求ハガキの例

訴訟問題内容通知

平成26年 (ア)第212号

この度、ご通知したのは以前ご本人様が契約されていた訪問販売業者が契約違反に対し、簡易裁判所に訴状申し入れされた事を本状にて報告いたします。

当センターでは、ご本人様の正当性を確認する機関になりますので訴訟内容の確認は担当職員にて受けつけますので必ずご連絡ください。

また、お付き合いされた事がない会社から電話勧誘・押しつけ商法などで一度もお付き合いされた方は個人情報情報が悪徳業者に対し流出しているおそれがあります。

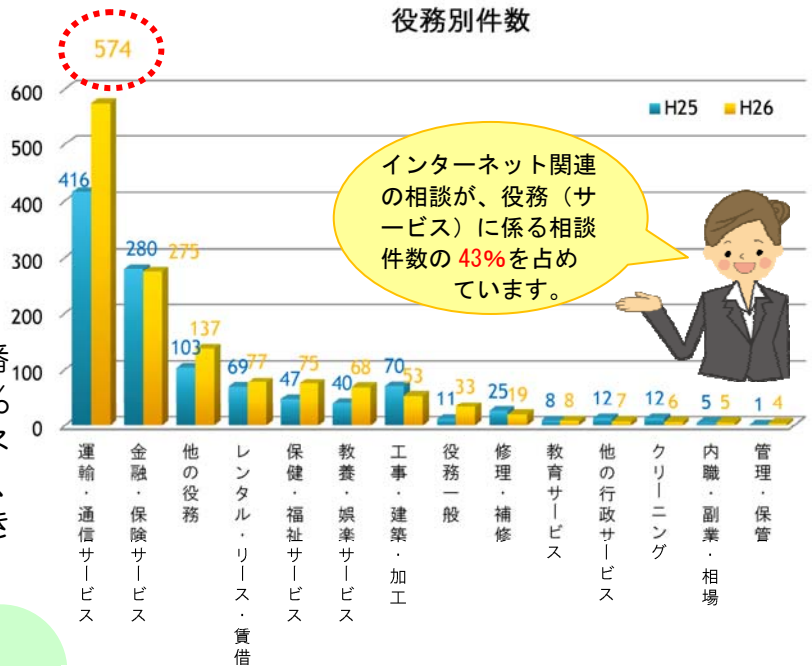
***最近、個人情報悪用する業者の手口も見受けられますので身に覚えがない場合、早急にご連絡ください。**

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定裁判所へ出廷となります。

尚、裁判も欠席されると相手方の言い分どおりの判決が出て執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押え等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

受付時間 10:00~17:00 (休日/土・日・祭日)
(お問い合わせ) 03-6000-0008
〒108-0001 東京都港区三田5-1-1
国民被害対策相談センター

役務別件数



インターネット関連の相談が、役務(サービス)に係る相談件数の43%を占めています。

当センターに相談したことで、アダルトサイト関連では176件、3,400万円もの被害が未然に防ぐことができました。しかしながら、相手にお金を振り込んでしまった後での相談ではお金を取り戻すことが難しく、被害回復件数は0件でした。おかしいと思ったら、一人で悩まず、お金を振り込む前にご相談ください。

発行：長岡市立消費生活センター
〒940-0062 長岡市大手通 2-2-6
ながおか市民センター2階
相談電話：0258(32)0022
FAX：0258(39)5050
相談時間：月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:30

